

県営住宅募集状況一覧表(令和8年8月空家募集)

県営住宅管理事務所下関支所分

- ★ 申込受付は
- 令和8年8月20日(木)～ 令和8年8月31日(月)
- ★ 抽選会は
- 令和8年9月8日(火)10時から
山口県下関総合庁舎4F 第2会議室(下関市貴船町3-2-1)
- ★ 今回募集で申し込み者が募集戸数を下回る住宅については、後日再募集を行います。
- ★ 募集状況
- ①一般住宅(複数家族員向け) ※お一人でのお申し込みはできません。
- ★ 申込受付は
- 令和8年8月20日(木)～ 令和8年8月31日(月)
- ★ 抽選会は
- 令和8年9月8日(火)10時から
山口県下関総合庁舎4F 第2会議室(下関市貴船町3-2-1)
- ★ 今回募集で申し込み者が募集戸数を下回る住宅については、後日再募集を行います。
- ★ 募集状況
- ①一般住宅(複数家族員向け) ※お一人でのお申し込みはできません。
- ★ 申込受付は
- 令和8年8月20日(木)～ 令和8年8月31日(月)
- ★ 抽選会は
- 令和8年9月8日(火)10時から
山口県下関総合庁舎4F 第2会議室(下関市貴船町3-2-1)
- ★ 今回募集で申し込み者が募集戸数を下回る住宅については、後日再募集を行います。



団地名	所 在 地	構 造	間取り	募集戸数	区分(内訳)		棟一 部屋番号	建設 年度	住戸専 用面積	エレベータ	家賃(月額) (収入等により異なります)	駐車場 使用料	災害等警戒・想定区域		備考	入居可能 予定時期
					一般枠	優先枠							団地 敷地	募集 住棟		
楠乃	下関市一の宮本町2丁目1番6号	中耐3階	3DK	1戸	○	×	1 - 304	H8	73.50	なし	24,800 ～ 48,700	500	1	1	多数回適用なし	令和8年 10月下旬
稗田A	下関市山の田北町1番	高層10階	3DK	1戸	○	×	1 - 803	H3	64.70	有	21,400 ～ 42,100	900	1		多数回適用なし	
稗田B	下関市稗田北町15番	中耐5階	3DK	3戸	○		ウ - 503	S49	69.80	有	21,600 ～ 42,400	900	1	1	H17全面的改善工 事施工	
					○		エ - 303		65.20		20,100 ～ 39,500				H19全面的改善工 事施工	
						●	力 - 203		69.10		21,600 ～ 42,500					
稗田C	下関市山の田北町2番	高層8階	3DK	1戸	○	×	12 - 704	H5	73.50	有	24,600 ～ 48,300	900	1		多数回適用なし	
稗田D	下関市山の田北町3番	高層6階	3DK	1戸	○	×	15 - 201	H16	74.70	有	26,400 ～ 51,800	900	1		多数回適用なし	
稗田E	下関市山の田北町3番	高層6階	3DK	1戸	○	×	25 - 505	H25	65.90	有	24,400 ～ 48,000	900	1		多数回適用なし	
彦島	下関市彦島西山町3丁目4番	中耐5階	3DK	2戸		●	1 - 101	S55	61.20	有(半階段有)	16,900 ～ 33,200	500	1	1		
					○		1 - 204									
王司	下関市王司上町1丁目6番	中耐5階	3DK	1戸	○	×	3 - 304	S57	61.20	なし	15,500 ～ 30,400	400	4	4	多数回適用なし	
川中東部	下関市川中豊町4丁目1番	中耐4階	3DK	2戸		●	A - 110	S56	61.20	有(半階段有)	18,200 ～ 35,700	1,200				
					○		I - 207	S59	62.00		19,100 ～ 37,400					
川中西部	下関市川中本町1丁目11番	中耐5階	3DK	1戸	○	×	2 - 102	S60	62.00	なし	16,800 ～ 33,100	1,200			多数回適用なし	
長府	下関市長府才川2丁目28番15	中耐5階	3DK	1戸	○	×	1 - 503	S60	62.00	有(半階段有)	19,000 ～ 37,400	700	1、4	1、4	多数回適用なし	
安岡	下関市富任町7丁目5番	中耐3階	3DK	1戸	○	×	E - 202	S60	62.60	なし	16,800 ～ 33,000	500			多数回適用なし	
彦島迫町	下関市彦島迫町3丁目6番35号	中耐4階	3DK	1戸	○	×	1 - 304	S62	62.00	有(半階段有)	18,300 ～ 35,900	700			多数回適用なし	
彦島堀越	下関市彦島江の浦町2丁目6番	中耐4階	3DK	1戸	○	×	B - 304	H2	62.00	有(半階段有)	20,600 ～ 40,400	700	1、4	1	多数回適用なし	
山の田東	下関市山の田東町6番	高層13階	3DK	1戸	○	×	2 - 806	H1	64.80	有	21,000 ～ 41,200	600	1		多数回適用なし	
第二彦島角倉	下関市彦島角倉町3丁目14番	中耐3階	3DK	1戸	○	×	5 - 305	H5	68.80	なし	22,800 ～ 44,800	700	1	1	多数回適用なし	
彦島江の浦	下関市彦島江の浦町3丁目15番	高層7階	3DK	2戸		●	1 - 504	H7	72.60	有	24,800 ～ 48,600	500	1	1		
		高層6階			○		2 - 503		75.20		25,600 ～ 50,400					
一の宮	下関市一の宮町4丁目15番	高層10階	3DK	2戸		●	2 - 103	H11	73.50	有	26,100 ～ 51,200	1200	1	1		
		高層7階			○		4 - 702	H12			26,200 ～ 51,400					
安岡駅前	下関市安岡駅前1丁目12番5	高層7階	3DK	3戸	○		1 - 403	H14	73.40	有	25,800 ～ 50,700	800	3、4	3、4		
	○					1 - 703	25,900 ～ 50,900									
	下関市安岡駅前1丁目12番7					●	3 - 205	H15						4		

※優先枠がなければ多数回応募ありません。

※エレベータの「半階段有」では、半階段分、階段を登り降りする必要があります。

※災害等警戒・想定区域に該当する場合、右記の番号で記載しています。 1：土砂災害警戒区域、2：津波災害警戒区域、3：浸水想定区域(洪水)、4：浸水想定区域(高潮)、5：浸水想定区域(雨水)

②一般住宅(単身入居も可能な住戸) ※お一人でのお申し込みもできます。

団地名	所 在 地	構 造	間取り	募集戸数	区分(内訳)		棟一 部屋番号	建設 年度	住戸専 用面積	エレベーター	家賃(月額) (収入等により異なります)	駐車場 使用料	災害等警戒・想定区域		備考	入居可能 予定時期
					一般枠	優先枠							団地敷地	募集住棟		
中村	下関市安岡町7丁目5番	中耐3階	3DK	1戸	○	×	B - 102	S63	58.70	なし	16,400 ~ 32,300	600			多数回適用なし	令和8年 10月下旬
稗田F	下関市山の田北町4番	中耐5階	2DK	1戸	○	×	W - 303	S47	59.70	有	19,000 ~ 37,300	900	1		多数回適用なし、H19 全面的改善工事施工	
稗田G	下関市山の田北町3番	高層6階	1DK	1戸	○	×	21 - 301	H21	43.80	有	15,800 ~ 31,000	900	1		多数回適用なし	
栄	下関市栄町8番3号	中耐5階	3DK	1戸	○	×	A - 202	S57	55.60	なし	15,000 ~ 29,500	500			多数回適用なし	
垢田	下関市新垢田西町4丁目1番	中耐5階	3DK	3戸		●	O - 203	S54	57.80	なし	13,400 ~ 26,400	1,000				
					○		P - 303	S53								
					○		R - 203	S54								
彦島角倉	下関市彦島角倉町3丁目1番	中耐4階	3DK	1戸	○	×	1 - 201	S62	58.70	有(半階段有)	18,200 ~ 35,700	700			多数回適用なし	

※単身での申込は別途条件があります。裏面の申込資格の条件をご確認ください。

※優先枠がなければ多数回応募ありません。

※エレベータの「半階段有」では、半階段分、階段を登り降りする必要があります。

※災害等警戒・想定区域に該当する場合、右記の番号で記載しています。 1：土砂災害警戒区域、2：津波災害警戒区域、3：浸水想定区域(洪水)、4：浸水想定区域(高潮)、5：浸水想定区域(雨水)

※ 申込書に虚偽の記載があった場合や、過去において県営住宅に入居していた方で、家賃等の滞納がある場合などは申込みを無効とします。(受け付けた後、抽選で仮当選しても失格となります)

※ 詳しくは「県営住宅募集のご案内①」をご覧ください。

2 申込資格（詳しくは「県営住宅募集のご案内①」をご覧ください。）

(1) 次の要件をすべて満たしている方（日本国籍を有しない方の入居希望者を含む）

- ア 同居し、又は同居しようとする親族（内縁関係にある方及び婚約者を含む。）がある方。
- イ 法で定める収入基準に該当している方。（所得月額で、一般世帯は158,000円以下、高齢者・障害者（※）等の世帯は、214,000円以下）
※平成24年10月1日より精神・知的障害の等級を「1～3級」へ拡大しています。詳しくは下記までお問い合わせください。
- ウ 住宅に困っていることが明らかな方。
- エ 申込者、同居又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない方。
※現在、県外に住所又は勤務先のある方も、上記アからエのすべての要件を備えている方は申込資格があります。

① 一般住宅（複数家族員向けの住戸）…上記ア、イ、ウ、エの要件をすべて満たしている方

② 一般住宅（単身入居も可能な住戸）…（1）の申込資格のイ、ウ、エを備えている方で、次のいずれかに該当する方はお一人でもお申込みができます。

※ただし、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず又は受けることが困難であると認められる方は、お一人でのお申し込みができません。

- | | |
|---|--------------------------|
| ア 60歳以上の方 | イ 身体障害者で障害の程度が1級から4級までの方 |
| ウ 精神障害者で1級～3級の障害である方 | エ 知的障害者で療育手帳の交付を受けている方 |
| オ 戦傷病者で障害の程度が特別項症から6項症まで又は第1款症の方 | カ 原子爆弾被爆者 |
| キ 海外引揚者（本邦に引き揚げたから5年以内の場合に限ります） | ク ハンセン病療養所入所者 等 |
| ケ 生活保護受給者 | コ 中国残留邦人等及び特定配偶者支援受給者 |
| サ DV被害者（県男女共同参画センター等婦人相談所において保護を受けた後5年以内の方 等） | |
| シ 犯罪被害者等（犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となった方） | |
| ス 子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者（平成23年3月11日時点で、福島県中通り及び浜通り（避難指示区域を除く）に居住していた方）で、居住実績証明書を有している方 | |

3. 優先枠について

団地及び住戸タイプが同一の**募集住戸が2戸以上ある場合は**、高齢者世帯等一定の要件を満たす方だけで抽選を行う「**優先枠**」を設けます。
優先枠については、高齢者世帯（60歳以上の方のみからなる世帯など）、障害者がおられる世帯、母子世帯など一定の要件を満たす方だけが申し込めます。
※優先枠住戸に応募者がなかった場合には、一般枠住戸として扱います。
優先枠対象者でない方が優先枠に応募された場合は、仮当選しても失格となりますのでご注意ください。

4. 多数回応募者について

団地及び住戸タイプが同一の**募集戸数が2戸以上ある場合、一般枠の方のみ**多数回応募者の優遇措置が受けられます。
多数回応募者とは、**平成15年4月1日**以降の山口県営住宅の募集の抽選において、**4回以上落選**された方が該当します。
※入居資格審査時に「抽選結果のお知らせ」のハガキ（4枚以上）の提出が必要となります。
また、優先枠対象者と多数回応募者の両方に該当し、どちらかが不明な場合は**優先枠対象者**として優遇措置を受けることになります。

5. 県営住宅の駐車場について

県営住宅の駐車場は1戸につき1台で整備しています。
1戸で2台以上の自動車を使用する場合は、**2台目以降の車は各自で**県営住宅敷地外に**適法な保管場所を確保**していただきます。

6. 災害等警戒・想定区域について

県営住宅の敷地又は住棟には土砂災害（特別）警戒区域内、津波災害警戒区域内、浸水想定区域内にあるものがあります。
市が作成・配布している「土砂災害ハザードマップ」、「津波ハザードマップ」や県営住宅管理事務所で配布する「水害ハザードマップ」をご覧ください、避難場所や避難経路等の確認や早めの避難等、防災意識を高めていただきますようお願いします。
（注1）
・土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる区域です。
・土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生ずる恐れがある区域です。
（注2）
・津波災害警戒区域とは、最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがある地域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
・津波災害警戒区域とは、最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがある地域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
・津波災害特別警戒区域とは、津波災害警戒区域のうち、建築物が損壊・浸水し、住民の生命・身体に著しい危害を生ずるおそれがある区域です。
（注3）
・浸水想定区域とは、水防法で定める水害（洪水、高潮、雨水）が発生した場合に、浸水が想定される区域です。
（注4）
・注1～2の区域については、団地敷地又は募集住棟の一部でも対象となる場合、注3については団地敷地の一部でも対象となる場合に記載しています。
（注4）
・注1～2の区域については、団地敷地又は募集住棟の一部でも対象となる場合、注3については団地敷地の一部でも対象となる場合に記載しています。

7. 申込書の送付先及び問い合わせ先

〒751-0823 下関市貴船町三丁目2番1号 山口県下関総合庁舎4F
一般財団法人 山口県施設管理財団 県営住宅管理事務所 下関支所 電話 （083）228-0310